

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年8月26日（水）15:21～16:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|------------------------|
| 成松 英範 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 |
| 加藤 幸介 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐 |
| 吉田 貴典 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐 |

<提案者>

- | | |
|--------|----------------------|
| 山崎 遼太郎 | 福岡市総務企画局企画調整部企画課長 |
| 因幡 宣裕 | 福岡市総務企画局企画調整部企画課企画係長 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 頼田 勝見 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クリーニング業に係る規制緩和（洗濯物の預かり方に関するルール）について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、「クリーニング業に係る規制緩和（洗濯物の預かり方に関するルール）について」でございます。

本日は、厚生労働省と福岡市に御出席いただいております。

資料は、厚生労働省、福岡市それぞれから配付いただいております。資料につきましては、両方とも公開、議事も公開というように承っております。

それでは、八田座長に議事の進行をお願いしたいと思います。

○八田座長 それでは、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

最初は、福岡市から、お願いいたします。

○山崎課長 福岡市でございます。

本日は、お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

福岡市の提案させていただいておりますクリーニング業法に係る規制緩和について、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、内閣府の質問に対する厚生労働省の回答を踏まえて、福岡市から改めて質問させていただいた結果、お忙しい中、見解をいただき、誠にありがとうございます。

まず、縦の紙の1枚目にあります福岡市の規制緩和に対する考えでございますが、無人ロッカーにおける指定洗濯物取扱いについて、「衛生措置の確保や利用者の利益の擁護を図るため対面による洗濯物の受取及び引渡しは基本」とのことでございますが、今般のICTの普及などを踏まえれば、無人ロッカーであっても対面と同等の衛生管理や消費者保護は可能だと我々は考えているところで、この提案に至ったところでございます。

横のパワーポイントの資料、青と黄色、赤で書いてあるところでございますけれども、前回も条件として示させていただきましたが、改めて衛生管理の観点、それから、消費者保護の観点、そして、それに対する自治体の関与というところで大きく3点、条件として考えているところでございます。

まず、1点目の衛生管理の観点につきましては、ロッカーについて、指定洗濯物のみ取り扱う、抗菌加工されているものを使う、ちゃんと漏れていないようにする、使用ごとに消毒を行う、また、袋についてもちゃんと通さないものを使うといった点を徹底させようと考えております。

2点目、消費者保護について、一般化する予定ではございますが、例えば、24時間365日フリーダイヤルで繋ぐとか、運営会社とのテレビ電話を行う。クリーニングを行った工場への電話やメール受付をする、あとは、クリーニング所での検品はちゃんと録画しておくといったことを併せて行うことで、保護につながると考えております。

また、自治体の関与として、こういったサービスをしたいというのであれば、開設の届出におきまして、添付書類としてロッカーの仕様や管理体制、収集の方法、苦情の申出方法等を具体的にさせること。あとは、事業開始後も、保健所職員の検査確認や定期的に立入検査、調査といったことをすることで、まずは衛生管理の観点、消費者保護の観点は十分に図ることができるのではないかなと考えてございます。

厚生労働省からも御回答を頂いているところでございますが、福岡市といたしましては、

御説明したような形で実施できるのではないかと考えておりますので、是非お考えをお聞かせいただければと考えております。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省、御回答をお願いいたします。

○成松課長 生活衛生課長の成松と申します。よろしくをお願いいたします。

我々のほうの資料は、縦紙のほうに8月21日付に回答させていただいたものと、あとは、それに付随する参考資料を付けさせていただいてございます。

一つ目、2ページ目の辺りは、これからまさしく調整、検討させていただきたいと思っていますし、3ページ目も同じく、これは7月17日の閣議決定の文書にも書いているとおり、ロッカーの衛生管理や感染症対策、あるいは消費者保護の措置等を適切に講じることを自治体が確認することを条件に、指定洗濯物のロッカーでの取扱いを見直すことについて、専門家の意見も踏まえながら、令和2年度のうちに検討したいという、閣議決定の案文を書いております。

もう一つ追加的な情報といたしましては、今ちょうど新型コロナウイルス感染症の関係などもございましたので、こういった下着等に付着している病原微生物に関して調査を行ったり、改めてどういう微生物が今付着しているのかどうか、あるいは、そういったリネン等の取扱いを専門家の方々を中心に研究していただいているという状況でございます。そういったものも踏まえながら、こういった病原微生物が付着していて、店頭あるいは今回議論になっているロッカーにおいて、どのような対応を取ればリスクを低減できるのかということ、我々としても専門家の意見を踏まえて検討する必要があるということだと思っております。

5ページ目以降もほぼ同じことを書かせていただいておりますが、そういったスタンスでこの御議論もさせていただければと思っております。

追加で2点申し上げてもよろしいでしょうか。

一つ、我々としてもこの場で確認させていただきたいのですけれども、閣議決定の文書は先ほど私が読み上げたように、ロッカーで指定洗濯物を受け取る際の取扱い、こういったことをすればいいのかということを検討し、結論を得るということになってございますが、これまでのやりとり、あるいはこれまでの福岡市や内閣府とのやりとりを見てみますと、御案内のとおり昭和61年の通知のことが一つ検討材料になっていまして、昭和61年の通知を付けてございますけれども、一つ目が、ロッカーの設置場所に関する事、二つ目が、そのロッカーで指定洗濯物を扱わないということを書いております。

今回の検討というのが、1点目のロッカーの設置箇所を今は店頭に限らせていただいておりますけれども、そういうことに及ぶかどうか、そういうことも含まれるかどうかというのは閣議決定との関係で、むしろ事務局の御見解もあるかもしれませんが、それは一度、改めて確認をさせていただければと思っております。

御案内かもしれませんが、1点目、今は店頭に限らせていただいているロッカーの置き場所に関しては、実は2年前、規制改革推進会議の中で議論が行われておりまして、そういった意味で、これを議論していくと、おそらく大きな論点になり得るのではないかと思っていますので、この場で是非その整理をお聞かせいただければと思っています。

2点目、指定洗濯物につきましては、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症など、感染症に関して国民的な関心が非常に高まっているという中ですので、これは丁寧に進めていく必要があるのではないかと考えています。

まさしく先ほど申し上げたように、感染症の高度な専門性が必要なところだと思いますので、その専門家の知見を得ながら、我々としても、スピード感は大事ですが、丁寧に進めていく必要があるのではないかなと考えていまして、それもあって、先ほどの研究を進めるということにしております。

仄聞しているところによりますと、一部の専門家の方々は、ロッカーで指定洗濯物を扱うことについて関心なり心配をされているということでございます。今そのお考えをまとめている状況とお聞きしておりますので、そういった専門家の方々の御意見もしっかり踏まえて、もし、国民の皆さんのそういう洗濯物を店頭であれ、ロッカーであれ、安心してお預かりできるようなことに関しては、このような状況でもありますので、そういった専門家の知見をしっかり踏まえていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

今の2点のうち、最初の置き場所に関する解釈について、事務局から何かありますか。

○頼田参事官 担当参事官の頼田でございます。よろしく願いいたします。

今回の福岡市の提案が、そもそもロッカーの設置場所、無人ロッカーであること、さらに、その無人ロッカーも含めて、ロッカーで指定洗濯物を扱うこと。この2点に関して、それがクリアにならないと提案自体が実現できません。ですので、この検討につきましては、年度内の検討につきましては、1点目の無人ロッカーの設置、それから、ロッカーで指定洗濯物を扱うことの両方が含まれているとお考えいただければと思います。

以上でございます。

○八田座長 厚生労働省、今の回答でよろしいですか。

○成松課長 我々としては、やや違和感がないわけではないですが、まさしくこの場の議論のお話で皆さんの御認識であれば、そういう論点があるということは理解をさせていただきます。

○八田座長 それでは、委員から御意見を伺いたいと思います。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 ワーキンググループ委員の中川です。

私、まだ理解が追いついていない点があるので、厚生労働省にとっては当たり前の話か

もしもかもしれませんが、確認をさせていただきたいと思います。

今回の福岡市の提案というのはよくできているというか、衛生管理とか消費者保護とか、そういったことについて配慮された提案になっているように私は思うのですが、ロッカーにおいて指定洗濯物を扱うということについては、そもそも事務の分掌として、自治事務でやられているものではないかと。自治事務でやられているものについての国の関与は、法律において明確に定められていない限りはかなり限定的なもので、ものすごくえらいことにならない限りは関与しないというのが普通の解釈であるように私は思っているのですが、そういう意味で、今回の福岡市の提案というのは、私は自治事務の範囲内でうまくできている提案をしていただいていることについて、厚生労働省が令和2年度中に専門家を交えた検討を行うということについて、それまで特段の支障が生じるような、基本的には自治体の判断でできるはずのようなものについて、すごく大がかりな検討をしなければならないというものなのかということがやや疑問であります。

私が前段に申し上げたような解釈でよろしいのかということと、なぜ令和2年度中に専門家を交えたような大がかりな検討を行わなければならないのかということについて、お伺いしたいと思います。

○成松課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、これは自治事務に対する技術的助言ですので、それ以上でもそれ以下でもございません。

我々として、国として、公衆衛生の観点、あるいは利用者保護の観点から、クリーニング業法を所管している立場で技術的助言をさせていただいていると御理解いただければと思います。

もう一つの御質問の大がかりなものが必要かどうかというところでございますが、これだけ感染症に関する御関心が高まる中、実は昭和61年のときの通知でも、言ってしまえば、病原性大腸菌0-157といったものは想定されていたかどうか十分に把握できていない中で、それなりのエビデンスというものが無いと、中々皆さん安心して御利用ができないのではないか、あるいは、何か公衆衛生上の支障が生じたときに、非常にまずいのではないかとということで、昭和61年通知を一つベースにしながらも、特に指定洗濯物、感染症の疑いがあるものでございますので、最新の知見を組み込んでいく必要があるのではないかと。

実際、例えば、福岡市の提案がこれで十分なのか、これ以下でもいいのか、あるいは、これ以上なければならないのかというところは、私どもとしても改めてエビデンスを取っていく必要があると思っております。

○中川委員 分かりました。

感染症対策ということになると、今こういう状況ですので、ものすごく何でも通ってしまうような感じがあるように私は思うのですが、要は今回の指定洗濯物を介して、今回話題になっているようなCOVID-19みたいなものが広がったという話は、私はお伺いしていないのですが、そういう意味で、感染症対策ということ考えたときに、それ

はやや問題を大きくし過ぎているのではないかという懸念を、素人だから思っているのかもしれませんが。そういう意味で、御専門の立場から、やはり今回の指定洗濯物の取扱いについては、非常にセンシティブなお話だという御判断をされたということ、もう一度伺いしたい。

それから、やりたいという人がいて、やりたいということについてかなり制度を詰めた自治体があるわけですから、それは是非スピード感を持って御検討いただく必要があるのかなという気がしております。

○成松課長 ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、少し専門家の方々に御関心、御懸念があるということも聞いていますが、そこは我々としても、御専門の方の御意見が出てくれば、しっかりそれを踏まえて、あるいは規制改革という趣旨も踏まえて、双方どこで成り立ち得るかというところをしっかりと考えていかなければならないなと思っています。というので、お答えになっていますか。

もちろん、今回の新型コロナウイルス感染症で、衣類を介して、あるいは洗濯物を介して感染した例というのは、我々も承知はしていません。そもそもどういうリスクがあるのかというところを洗い出していけないと、このような情勢でなくても、しっかりした技術的助言、方針というのが示せないのではないかと。

もちろんスピード感というのはしっかり頭に入れて、我々も研究を進めますし、専門家の方々にも意見を聞いてみたいと思っています。

○八田座長 本間委員、どうぞ。

○本間委員 ワーキンググループ委員の本間です。

もう、お二人の話で、感染症対策とこの問題というのは基本的には別の問題だという形で整理していただいたと思っています。感染症対策は別に洗濯物の受渡しだけではなくて、あらゆるところで検討ないしは再検討ということになるろうかと思っておりますので、その話は置いておいて、そもそも福岡市の提案で何が問題なのか、よく理解できていないのです。厚生労働省として、これから色々な会議等で検討していくということなのですが、具体的にどこが懸念されるのかということについて、もう少し明確に言っていただけるとありがたいです。

○成松課長 ありがとうございます。

私の説明が悪かったかもしれませんが、この指定洗濯物という制度、指定洗濯物をしっかり他の洗濯物と分けて消毒をして、洗濯してくださいということが法律上書かれてございますけれども、感染症を広げてはいけないということが、それは他のお客さんなのか、それとも従業員なのかというところがありますけれども、根っ子にはそういうことがあると御理解いただければと思います。

もう一つが、先ほど御指摘のあった点につきましては、先ほど整理していただいたように論点が二つあるということでございますが、まず、指定洗濯物につきましては、最新の

知見で衛生管理がこれで十分なのかどうなのかというのは、我々としても専門家の意見を伺いたいと思っています。

もう一つが、元々ロッカーの置き場所という論点がございませぬ。その論点が分からなかったんで、今日は資料を用意してございませぬが、これも2年前に規制改革推進会議の場で御議論がございましたので、もし、お時間があれば、そのときの議論の状況や資料などをインターネットでも御覧いただければと思ひます。

基本的に二つございまして、先ほど申し上げた公衆衛生上の観点ということで、指定洗濯物などが、例えば、今だと基本的に対面でやっていただくことになっていまして、対面のときに仕分けというか、指定洗濯物を店舗が対応できるのであれば受け取るし、受け取って他の洗濯物と分けるし、あるいは、指定洗濯物を扱わない事業所は、少なくとも指定洗濯物はお引き取りいただく。そういった公衆衛生的な、少なくともお預かりした洗濯物に関しては、クリーニングで受け付けたからには、しっかりと適正に管理をするという視点があると思ひます。

もう一つが、これは消費者保護の視点ということで、福岡市もその仕組みを書いてございませぬが、やはり5年前ぐらいの国民生活センターの報道発表によると、対面によらなかつたことによつて、消費者との行き違ひとかコミュニケーションが取れなくなつていませぬ。取れなくなつたことによつて、消費者のトラブルが起きていて、そういったトラブルに御注意ということが国民生活センターのほうからも示されていませぬということでございませぬので、消費者保護につきましては、平成16年だつたと思ひますけれども、議員立法で、クリーニング業でもしっかりとやりなさいという規定も入つていませぬということを踏まえると、消費者保護をしっかりとやっていくためには、原則的には対面が必要なのではないかとことを考えていませぬので、そのあたりの論点をどうやって満たすか、あるいは満たしていくかということなのかなと思ひます。

○本間委員 衛生管理と消費者保護の論点というのは分かるのですけれども、具体的に、福岡市の提案でどこが問題なのか。これをもって不足だというのであれば、どういう条件がもっと加えられるべきだ等の議論がないと前に進まないような気がするのです。そこはもっと具体的に、現段階で厚生労働省が考えている不足点や具体的な問題点を提示していただかないと、もっと大きな議論と言つたときに、収れんするのかしらないのか、ちょっと不安が残るところです。

○成松課長 そういった意味では、日付の関係もあつたり、省内が全体的に新型コロナウイルス感染症関係の対応をさせていただいたこともあつて、専門家のお話をお伺いすることがしっかりとできておらず、この場でそういった御議論ができないということ自体、大変申し訳なく思ひます。

一方で、その中で、先ほど申し上げた研究を進めるとか、あるいは、これから急いで専門家の方々の意見を聞くところを我々としてもさせていただきたいと思ひますので、またその結果も踏まえて、本日御提示できれば一番良かったのですが、その時間がなくて

申し訳ないのですけれども、そういったことを進めたいと思っています。

○八田座長 それでは、原委員から何か御意見はございますか。

○原座長代理 ありがとうございます。

中川委員が御質問された点で、厚生労働省から、これは技術的助言に過ぎないのですというお話がございました。基本的にこれでこの話は尽きていると思っていまして、基本的に自治体の判断でやれるということなのだと思います。

厚生労働省で、専門家の意見も聞きながら様々な御検討をされているというのは大変重要なことで、その知見は引き続き福岡市を含め自治体に御提供いただければいいのではないかと思います。それと今回の福岡市の提案を実施するということは別の話だと思います。

確認ですけれども、福岡市の提案については、別に厚生労働省で御検討いただいて、御了解を頂かないとできないということではなくて、これはあくまでも自治体の判断だということだと思っております。

その上で、私は2年前の規制改革推進会議のときの議論もやっておりましたので、その観点で一つ思い出しましたが、ネット宅配クリーニング、2年前の議論のときにこれは全然規制の対象になっていなくて、野放しになっていて、衛生規制という観点ではどうなのかという議論をしていたと思いますが、これはその後、何か追加的な規制をかけるとか、そういった御検討はされているのでしょうか。むしろそういった衛生規制とか消費者規制の観点で、規制すべきことはしっかりと規制されたいと思いますので、その検討状況も、もし今、教えていただけることがあれば教えていただければと思います。

○成松課長 検討状況は確認をさせていただきますが、基本的には、当時の議論の中で原委員にも御説明したのは、クリーニング所と宅配業者を仲介するインターネットの事業者に対しては中々規制をかけようがないというか、今の法体系上は規制がかからないということは御説明しました。もし、認識が違ったら申し訳ないですが、そのように承知しています。

○原座長代理 全くそのとおりなのです。規制がかかっていないのがむしろアンバランスなのではないかということ。

○成松課長 それはどう規制をかけていくかというのは考えなければならないかもしれませんが、実際クリーニング業法自体が、今は受取りをしたり、あるいは受渡しをしたり、クリーニング自体をるところとなっていますので、規制の体系としては、実際に洗うところ、インターネットで受け付けて、宅配業者がクリーニング所に届けて、実際に洗濯をする場所に対しての規制と、あるいは、これも御議論があったと思いますけれども、宅配業者が実際洗濯物として受け付けて、指定されているクリーニングをるところに持っていく場合に、基本的にその二つに規制をかけているという理解でございますので、そういった意味で、検討状況はまた確認をさせていただきますが、今のところそういうことになっております。

○原座長代理 ネット宅配クリーニングは、当時も規制がかかっていなかったし、今も規

制がかかっていないと思うのですが、先ほどおっしゃったように、様々な感染症の問題もあって、衛生の観点からの規制を改めて検討し直さないといけないという議論をしている中で、一部全く規制されていない領域があるというのは、衛生規制という観点でどうなのかと思いますので、そこは是非御検討いただけるといいのではないかと思います。

一方で、一旦クリーニング所になって、クリーニング業法の規制対象になると、ロッカーの置き場所とか、そういったところまで様々な技術的助言が出ているということと比べても、これは明らかにアンバランスだと思いますので、専門家の方々を含めた意見交換を今されているということでしたから、そういった検討も是非いただけるといいのではないかと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

基本的には、今、原委員がおっしゃったように、技術的助言ですから、有用な助言を自治体に対して厚生労働省が下さるとするのは、それはそれでいいと思いますけれども、それを見た上で、自治体としては全く独自に判断すればいいことだろうと思います。

今、検討していらっしゃることに関して、さっき新型コロナウイルスのことが出たけれども、当然のことですけれども、対面では新型コロナウイルスの感染の可能性が非常に高いわけで、むしろこの病気の性質から言って、対面ではなくて、人が直接会わないほうがいいという側面があると思いますので、専門家に検討していただく場合には、是非そのところも指摘をしていただければと思います。

他に、委員の方、それから、福岡市、御発言はございますでしょうか。

福岡市、どうぞ。

○山崎課長 ありがとうございます。福岡市でございます。

まず、中川委員、それから原委員にも御発言いただきましたが、自治事務というところに関しては、私どもも十分認識しているところでございます。ですので、あえて言ってしまうと、自治体が独自の判断をして、責任を持ってやればそれで十分可能だという考えもあるかと思いますが、ただ、昭和61年通知という、技術的助言とはいえ、しっかり文言で残っているものがある中で、自治体がやろうとしていること自体は、それと180度違うような話にもなってくる。そういった場合に、現状、国と自治体が同位置にいるとはいえ、そこまでしていいのか及び腰になってしまうというのも一つ難しいところだなと思っている次第でございます。

そういった中で、厚生労働省におかれましてもこのような検討をしてくださるといことは、ありがたいと思っているところでございます。

一方で、我々がこれを提案したのは新型コロナウイルスの前だったので、こんなことになるのは想定もしていなかったことではあります、逆に言えば、非対面ですべてできるというところもありますし、あとは、先ほど原委員がおっしゃられておりました、インターネットの受付は法規制がかかっていない中で、ロッカーについてはかかるといったところはアンバランスだということはもちろんあります。そういった意味では、こういった

時代においても、従業員の方にとっても、個人の方にとっても、中々接触しづらい形になるということで、そこは非常に新型コロナウイルスの対応においても有益なのかなと感じているところなので、是非とも御検討いただければなと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、専門家の意見も踏まえながらと回答にも頂いていますが、検討自体は検討会、研究会といったものを開くような形でやるのか、それとも、課として意見を聞いた上で集約してという形で行くのか、あとはどういったスケジュール感で動くのか、そういったものを教えていただければと思います。

○成松課長 ありがとうございます。

一つ申し上げると、できるだけ実際の店舗での接触を避けるということは、先ほど出ているとおり、非常に今回の新型コロナウイルス感染症に関して非常に大事だということは当然でございます、今、店舗においてはソーシャルディスタンスを取ったり、できるだけ今の席の配置のように真正面に立たないといったことを、できる限りの対応をしているところでございます。対面原則というのは、それと両立し得るのかなと思っております。

お尋ねがあったのはスケジュール感でございますけれども、今、厚生科学研究自体は、病原微生物の洗い出しなどは今年度中にやっていただこうと思っておりますけれども、全体として早めるような御相談は可能だと聞いておりますので、早めに、少なくとも閣議決定上は今年度中と書いていただいておりますので、今年度中に何らかの結論が出るように、我々のほうの研究班も一定の結論が出るようにやっていきたいということも考えていきたいですし、専門家の方々は、その研究班以外にもいらっしゃれば、直接我々としてもヒアリングをしたり、場合によっては、これは事務局とも御相談ですが、私はドクターでも何でもないので、こういった場で御知見を披露していただくといったことも、もちろん相手先がありますけれども、そういったところで我々としてもできるだけ技術的助言としてしっかりしたものを示したいということを思っておりますので、そういった手順でやっていきたいと思っております。

○山崎課長 福岡市です。ありがとうございます。

検討に当たって、我々としてはこれを進めたいと考えておりますので、逆に言えば、現場としての意見というところを踏まえた上での検討を行っていただきたいと考えております。結論的に使いづらくなるようなことがあれば、自治体として困惑するだけというところももちろんございますので、そういったところでは、現場としてもやりやすい方法でやっていただけたらありがたいなと思っておりますので、そういった視点も入れていただけると、より助かると思っております。

もう一点、長くなってすみません。この場なので伺いたかったことがあるのですが、質問の順番が前後してしまったかもしれないのですが、質問の5番のところ、自治事務の関連というところでもございますが、現行、無人ロッカーの話、それから、指定洗濯物の話というところに関しては、昭和61年通知から来ているということも踏まえ、法令に従ってちゃんと洗濯物を分けて扱っているだとか、そういうことをした場合という

のは、逆に言えば、立入検査まではできるのかもしれないのですけれども、是正措置みたいな話というのは、法令上の観点からという意味では中々しづらいという理解でよろしいのかというところを伺いたいと思っています。

○成松課長 書かせていただいていることに尽きますけれども、こういったお取組を事業者がされるかというところに対して、法律の第3条、第3条の2第2項、あるいは第4条に対してどういう違反になるのかというのは、色々なパターンがあり得ると思っています。ここに書かせていただいているとおり、こういうところに違反がない場合は、法律上の措置命令はできないものと考えています。

一方で、自治体から事業者のほうに、クリーニング業法の制度趣旨などにのっとなって違反ではないけれども御指導されているケース、おそらく福岡市でも、例えば、食品衛生の観点などで御指導されているケースもあると思いますし、まさしく指導みたいなものは地域保健法で、保健所の仕事として明記をされていますので、そこはクリーニング業法の個別の条項の建付けで行くと、ここに書かせていただいた答えになるということになります。

○山崎課長 ありがとうございます。

○八田座長 今、最後はどういうことをおっしゃったのですか。

○成松課長 御説明したのは、ここに書いてあるとおりで、個別の事業内容によって、これらの規定への抵触度合いというのが色々なパターンがあるので、一律にお答えすることが難しいけれども、違反があった場合は立入検査とか措置命令はできる。裏返せば、違反がない場合は、措置命令はできませんと。

一方で、自治体から、クリーニング業法の制度趣旨や理念、考え方に沿った指導というのは十分可能ですし、食品衛生の分野でもされていると思いますし、あるいは地域保健法という保健所を設置する法律がありますけれども、そこでも、そういった指導は仕事として行うというふうに書いていますので、そういった指導というのは、この個別の条項に必ずしも違反がない場合においてもできるのではないかとということを申し上げたということです。

○八田座長 指導はできると。

○成松課長 そうです。

○八田座長 それでは、他に御意見はございませんでしょうか。

今後、検討していただく状況について、うちの事務局と情報共有していただいて、何かあれば適宜ワーキンググループを開くということにさせていただきたいと思います。

それから、もし、厚生労働省の御検討の結果、何かの通知を出されるということがあれば、事前に私どもにお知らせ願いたいと思います。

原委員も大丈夫ですか。

他に御意見がないようですので、事務局は何かありますか。

○頼田参事官 事務局からは特段ございません。

○八田座長 それでは、これをもちましてワーキンググループを終了させていただきたい

と思います。

今日はお時間をいただきまして、どうもありがとうございました。